

月形町ヒグマ緊急銃猟対応マニュアル

令和8年8月

月 形 町

目 次

第1章 総則.....	1
1 趣旨.....	1
2 緊急銃猟の基本的な考え方.....	1
3 緊急銃猟の実施者.....	3
第2章 平時における事前準備.....	4
1 対応体制の確保.....	4
2 鳥獣被害対策実施隊員等の確保及び要件確認.....	6
3 関係者及び連絡体制の整備.....	6
4 訓練、備品及び保険.....	7
第3章 ヒグマ出没時の初期対応.....	9
1 通報時の対応.....	9
2 現地確認及び緊急度の判断.....	10
3 関係機関への連絡及び住民への注意喚起.....	10
4 緊急銃猟を検討するかの判断.....	11
第4章 緊急銃猟の実施.....	12
1 実施計画の調整.....	12
2 北海道への応援要請.....	14
3 安全確保措置.....	14
4 緊急銃猟の条件確認.....	17
5 実施者への指示又は委託及び証票の交付.....	18
6 土地への立入り等.....	18
7 緊急銃猟の実施.....	19
8 緊急銃猟の中止及び再開.....	19
第5章 実施後の対応.....	20
1 捕獲個体及び周辺の安全確認.....	20
2 原状回復及び安全確保措置の解除.....	21
3 関係機関及び住民への終了連絡.....	21
4 損失の確認及び補償手続.....	21
5 実施経過の記録及び事後検証.....	22
別紙1 緊急銃猟に係る関係者・連絡先一覧.....	23
別紙2 ヒグマ出没通報聞き取り票.....	24
別紙3 緊急銃猟の流れ図.....	25
別紙4 緊急銃猟実施確認チェックリスト.....	26
別紙5 緊急銃猟の条件等確認表.....	27
別紙6 緊急銃猟を実施する者の要件確認表.....	28
別紙7 緊急銃猟実施記録票.....	29
別紙8 損失確認・補償手続記録票.....	30
別紙9 北海道への応援要請手続.....	31

第1章 総則

1 趣旨

令和7年9月1日に施行された改正鳥獣保護管理法により、人の日常生活圏にヒグマ等が出没した際、安全確保等の条件の下で、市町村が委託等した者による銃猟を可能とする緊急銃猟制度が創設された。

本マニュアルは、月形町内においてヒグマが人の日常生活圏に出没し、緊急銃猟を行う必要が生じた場合に備え、平時からの準備、通報時の初期対応、緊急銃猟の判断、実施手順、安全確保措置及び実施後の対応について定めるものである。

平時から本マニュアルを関係機関と共有し、役割分担、連絡体制、判断基準及び安全確保措置を確認しておくことにより、ヒグマ出没時に迅速かつ安全に対応することを目的とする。

なお、ヒグマ出没時の対応は、緊急銃猟のみを前提とするものではない。町は、注意喚起、追い払い、通常の有害鳥獣捕獲、警察官職務執行法に基づく対応等を含め、現場の危険性、緊急性及び安全確保の可否に応じて適切な手段を選択するものとする。

また、本マニュアルにおいて、「捕獲従事者」とは、鳥獣被害対策実施隊員、猟友会関係者その他捕獲に関する助言又は対応を行う者をいい、「捕獲者」とは、町から指示又は委託を受け、実際に緊急銃猟を実施する者をいう。

2 緊急銃猟の基本的な考え方

緊急銃猟は、鳥獣保護管理法に基づき、市町村長の判断により、市町村職員又は市町村が委託した捕獲者に銃猟を行わせる制度である。

月形町において緊急銃猟を実施できるのは、次の4つの条件を満たす場合である。

【緊急銃猟の4条件】

観 点	条 件
場 所	ヒグマが人の日常生活圏に侵入していること、又は侵入するおそれ大きいこと。
緊 急 性	ヒグマによる人の生命又は身体に対する危害を防止するため、緊急に措置を講ずる必要があること。
方 法	銃猟以外の方法では、的確かつ迅速に捕獲することが困難であること。
安全性確保	避難、通行制限、バックストップ確認等により、人に弾丸が到達するおそれその他生命又は身体に危険を及ぼすおそれがないこと。

ここでいう「人の日常生活圏」とは、人が普段活動する過程で行動する範囲をいう。具体的には、住居、生活用道路、学校、保育所、福祉施設、商業施設、農地、事業所、倉庫、畜舎、ビニールハウス等が含まれる。

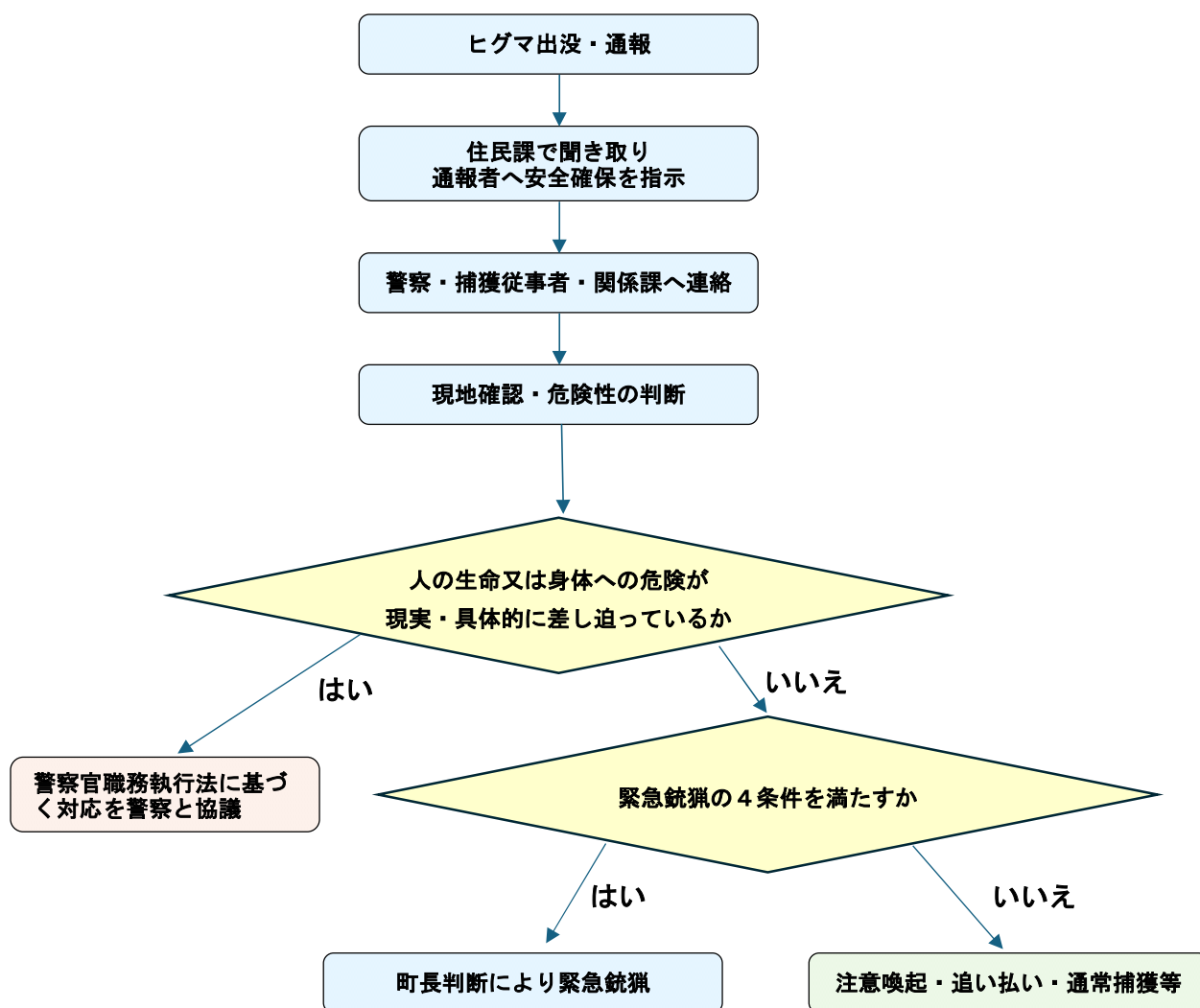
ただし、ヒグマが人の日常生活圏に侵入した場合であっても、直ちに緊急銃猟を実施するものではない。町は、現場の危険性、緊急性、銃猟以外の方法の可否、安全確保措置の可否を総合的に確認し、緊急銃猟の実施の可否を判断する。

また、緊急銃猟の検討に当たっては、通常の有害鳥獣捕獲や警察官職務執行法に基づく対応が否定されるものではない。人の生命又は身体への危険が現実・具体的に差し迫り、特に急を要する場合には、警察官職務執行法に基づく対応について警察と協議するものとする。

【対応方法の選択】

状 況	主 体	対 応
ヒグマが山林方向へ移動し、人身危険が切迫していない	町	注意喚起、監視、誘引物除去
ヒグマが人の日常生活圏に接近している	町・警察・捕獲従事者	現地確認、住民周知、追い払い、通常捕獲の検討
ヒグマが人の日常生活圏に侵入し、緊急銃猟の4条件を満たす	町	町長判断により緊急銃猟
人の生命又は身体への危険が現実・具体的に差し迫り、特に急を要する	警察	警察官職務執行法に基づく対応
緊急銃猟の安全確保措置が整わない	町・警察	銃猟以外の方法、避難、警察対応等を再検討

【図1 基本判断フロー】



3 緊急銃猟の実施者

緊急銃猟を実施できる者は、鳥獣保護管理法に定める要件を満たす者であり、町職員又は町が委託した捕獲者とする。

月形町においては、平時から月形町鳥獣被害対策実施隊員、猟友会関係者その他町が委託する可能性のある捕獲従事者について、緊急銃猟の要件を満たしているか確認しておくものとする。

【緊急銃猟の実施者の要件】

区 分	要 件
必須要件	装薬銃を使用する場合は、第一種銃猟免許を受けた者であること。
	空気銃を使用する場合は、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を受けた者であること。
	過去1年以内に、銃猟又は射撃練習を2回以上実施していること。
	過去3年以内に、緊急銃猟に使用しようとする銃器と同種の銃器を使用して、ヒグマ又はエゾシカの捕獲を行った経験を有すること。
夜間実施の場合の追加要件 (日出前及び日没後に屋外で実施する場合に限る。)	射撃場における5回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は50メートルとし、射撃姿勢は問わない。 ・ライフル銃 標的の中心から2.5センチメートル ・特定ライフル銃 標的の中心から5.0センチメートル
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全確保に関する知識等について、5時間以上の講習を修了していること。
町として確認する事項	ヒグマの捕獲又は大型獣の捕獲に関する知識・経験を有していること。
	緊急銃猟時の町の指示、安全確保措置、連絡方法等を理解していること。

第2章 平時における事前準備

1 対応体制の確保

緊急銃猟を実施する際の役割分担を次のとおり定めるほか、必要な人員の確保、北海道警察、北海道、消防機関、捕獲従事者等との協力体制を確保しておくものとする。

また、緊急銃猟の実施権限は月形町長にあるため、必要に応じて担当職員への権限の委任、指揮命令系統、緊急時の連絡方法をあらかじめ整理しておくものとする。

緊急銃猟を検討又は実施する場合は、現場対応、役場内対応、交通制限、避難誘導、広報、関係者周知、記録及び原状回復等の業務が同時に発生することから、あらかじめ各業務の配置人数の目安を定めておくものとする。

ただし、実際の配置人数は、出没場所、ヒグマの行動、通行制限範囲、住民避難の必要性、対応時間帯等により増減するものとし、現場班責任者及び役場班責任者が協議の上、必要な職員を配置する。

【緊急銃猟を実施する際の役割分担及び配置目安】

区分	役割	対応者	主な内容	配置目安
総括	緊急銃猟の実施判断及び指示又は委託	町長又は権限の委任を受けた職員* ¹	関係者の助言を踏まえ、緊急銃猟の実施の可否を最終判断し、捕獲者への指示又は委託を行う。	1人
現場班	現場班責任者	住民課長	現場対応全体を指揮する。捕獲者、警察、消防、役場班との連絡調整を行う。	1人
	1 通報・情報整理	住民課	通報内容の整理、聞き取り票の作成、関係課への共有を行う。	1～2人
	2 捕獲者連絡・調整	住民課	実施隊員、猟友会関係者等への連絡、現場調整を行う。	1人
	3 捕獲者	月形町鳥獣被害対策実施隊員又は町が委託した捕獲従事者	実際に緊急銃猟を実施する。射撃の可否、射撃方向、射撃時機等について専門的判断を行う。	必要人数
	4 捕獲者サポート	鳥獣被害対策実施隊員、猟友会関係者等	捕獲者とともに行動し、ヒグマの動向確認、安全確認、現場助言等を行う。	必要人数
	5 交通制限	農林建設課、総務課、応援職員	道路、農道、通学路等における通行禁止・制限、立入防止措置を行う。	2～4人
	6 避難誘導	総務課、住民課、応援職員、消防機関	広報車、戸別訪問等により、現場周辺住民に屋内退避又は避難を呼びかける。	2～4人
	7 現場記録	住民課又は総務課、消防機関等	緊急銃猟の経過、安全措置、捕獲状況等を記録する。撮影は捕獲者の了承を得た上で行う。	1人
	8 立入調整	住民課、農林建設課	土地の立入り、施設管理者、地権者、道路管理者等との調整を行う。	1～2人
	9 原状回復	住民課、農林建設課	捕獲個体の処理、損失確認、現場の清掃、原状回復を行う。	2人程度
役場班	役場班責任者	総務課長	役場内の応援体制、広報、関係機関との連絡、住民対応等を総括する。	1人
	10 広報	企画振興課、総務課	役場班責任者の指示に基づき、通行禁止・制限の場所、期間及び内容等を町ホームページ等に掲載し、必要に応じてLINE告知、防災行政無線、広報車等により周知する。	1～2人
	11 問合せ対応	住民課、総務課、応援職員	住民からの電話・窓口対応を行う。	1～2人
	12 関係者周知	農林建設課、保健福祉課、教育委員会等	行政区、農業者、学校、保育所、福祉施設、事業者等へ情報提供を行う。	各1人程度

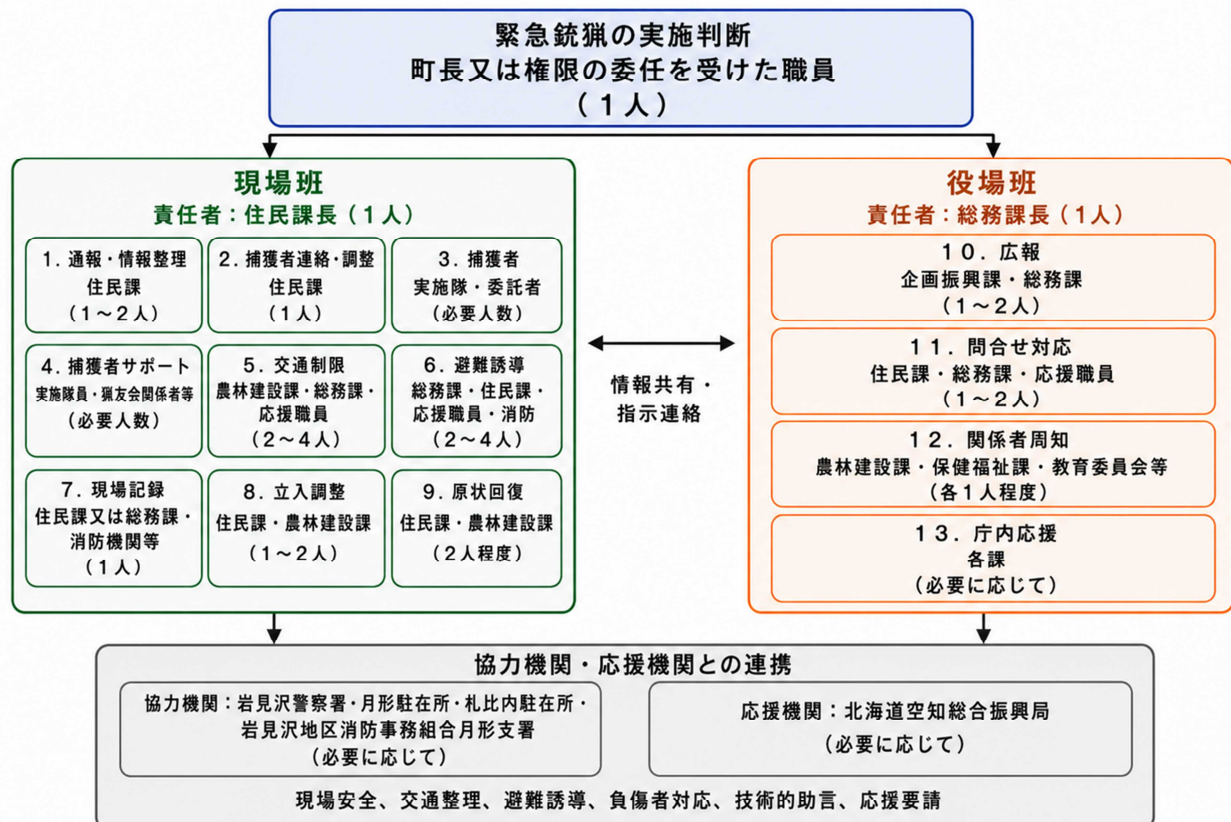
区分	役割	対応者	主な内容	配置目安
	13 庁内応援	各課	交通制限、避難誘導、電話対応等の補助を行う。	必要に応じて
協力機関	警察・消防	岩見沢警察署、月形駐在所、札比内駐在所、岩見沢地区消防事務組合月形支署	現場安全、交通整理、避難誘導、負傷者対応等について協力を得る。	必要に応じて
応援機関	北海道	北海道空知総合振興局	町職員のみで対応が困難な場合、必要に応じて応援要請を行う。	必要に応じて

* 副町長は、現場班責任者及び役場班責任者から報告される現場情報等を整理し、町長等の判断を補佐する。

【各課別の配置人数目安】

課名等	主な担当	初動対応	緊急銃猟実施時
住 民 課	通報対応、現場班責任、捕獲者調整、現場記録、原状回復	2 人 程 度	4～6 人程度
総 務 課	全体調整、危機管理、応援職員調整、避難誘導、関係機関連絡	1～2 人程度	3～5 人程度
企画振興課	町民広報、ホームページ、SNS、LINE 告知等	1 人 程 度	1～2 人程度
農林建設課	道路・農道の通行制限、農業者周知、地権者調整、原状回復	1～2 人程度	3～5 人程度
保健福祉課	福祉施設、要配慮者関係の連絡・確認	必要に応じて	1～2 人程度
教育委員会	学校、通学路、児童生徒関係の連絡・確認	必要に応じて	1～2 人程度
その他各課	応援職員、電話対応、交通制限、避難誘導等の補助	必要に応じて	2～5 人程度

【図 2 緊急銃猟体制図】



※ 実際の配置は、出沒場所、ヒグマの行動、通行制限範囲、時間帯等により増減する。

※ 副町長は、現場班責任者及び役場班責任者から報告される現場情報等を整理し、町長等の判断を補佐する。

2 鳥獣被害対策実施隊員等の確保及び要件確認

町は、緊急銃猟を実施する可能性がある者について、平時から名簿を整理し、次の事項を確認しておくものとする。

【緊急銃猟を実施する者の要件確認】

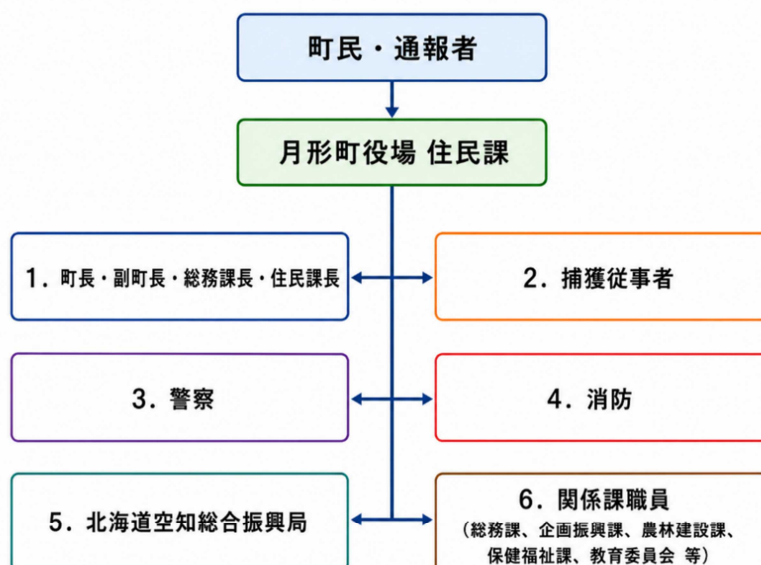
確認事項	内 容
氏 名 ・ 連 絡 先	緊急時に連絡可能な電話番号等を確認する。
銃 猟 免 許	第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許の有無を確認する。
銃 種	使用可能な銃器の種類を確認する。
射 撃 実 績	過去1年以内の銃猟又は射撃練習の実績を確認する。
捕 獲 経 験	過去3年以内に、使用予定銃器と同種の銃器によるヒグマ又はエゾシカの捕獲経験を確認する。
夜 間 要 件	夜間銃猟に必要な技能及び講習修了状況を確認する。
訓 練 参 加	町が実施する訓練又は打合せへの参加状況を確認する。
指示・委託可否	緊急時に町から指示又は委託を受けて実施することが可能か確認する。

確認結果は、別紙6「緊急銃猟を実施する者の要件確認表」により整理し、定期的に更新するものとする。

3 関係者及び連絡体制の整備

町は、緊急銃猟に備え、関係機関及び庁内関係課の連絡先を整理し、平時から共有しておくものとする。連絡先は、別紙1「緊急銃猟に係る関係者・連絡先一覧」により管理するものとする。

【図3 緊急銃猟に係る連絡網】



4 訓練、備品及び保険

(1) 訓練

町は、年1回以上、岩見沢警察署、月形駐在所、札比内駐在所、岩見沢地区消防事務組合月形支署、捕獲従事者、北海道空知総合振興局等の関係機関と連携し、緊急銃猟に関する机上訓練及び実地訓練を実施するものとする。

【訓練内容の例】

項 目	内 容
通報受理	通報内容の聞き取り、記録、関係機関への連絡
現地確認	ヒグマの位置、進行方向、周辺環境の確認
判 断	緊急銃猟の4条件、警察対応、通常捕獲との整理
安全確保	通行制限、住民避難、バックストップ確認
実施手順	捕獲者への指示又は委託、証票交付、現場記録
事後対応	捕獲個体の確認、原状回復、損失確認、記録作成

【図4 緊急銃猟訓練の進行例】

ヒグマが人の日常生活圏に出没した場合

①役場班	②現地班・実施隊等	③警察及び北海道
手順1 通報受理・初動対応		
・通報受理 ・聞き取り ・関係課へ連絡 ・初動方針の検討	・現地参集準備 ・出動体制の確認 ・捕獲従事者への連絡準備	・警察への通報 ・必要に応じて北海道へ連絡 ・応援要請の準備
手順2 現地確認・緊急度判断		
・通報内容の整理 ・周辺施設、住民状況の確認 ・住民周知の準備	・ヒグマの位置確認 ・進行方向の確認 ・周辺状況の確認 ・緊急度の判断	・現場安全に関する助言 ・交通整理、避難誘導の調整 ・警察対応の要否を協議
手順3 安全確保措置		
・住民周知 ・避難又は屋内退避の指示 ・通行制限の調整	・現場確認 ・射線の確認 ・バックストップ確認 ・立入範囲の確認	・交通整理 ・避難誘導 ・技術的助言
手順4 対応方針の判断		
・緊急度に応じた対応判断 ・緊急銃猟の4条件確認 ・実施判断の補助	・現場条件の確認 ・実施可否の確認 ・捕獲者要件の確認	・警察官職務執行法に基づく対応の要否を協議 ・北海道への応援要請の要否を確認
手順5 緊急銃猟又はその他対応		
・指示又は委託 ・証票又は腕章の交付 ・広報 ・記録整理 ・補償手続	・緊急銃猟の実施 ・追い払い又は通常捕獲 ・捕獲個体確認 ・原状回復	・現場安全確認 ・交通整理 ・必要な助言

(2) 備品

備品の種類	説 明
ヘルメット	頭部をヒグマ等の攻撃から防御する。【現場班】
盾	ヒグマ等の攻撃を回避する。【現場班（捕獲者サポート）】
クマ撃退スプレー	ヒグマ等が向かってきた際に噴射する。【現場班】
プロテクター	四肢や体幹をヒグマ等の攻撃から防御する。【現場班】
無線機	現地での連絡調整及び現場班と役場班との情報共有に使用する。【現場班、役場班】
緊急銃猟を行う捕獲者の証票（腕章等）	町名を記載した腕章等とし、土地の立入り等の証票と識別できるものとする。
緊急銃猟のための土地の立入り等の証票（腕章等）	土地の立入り等を行う者が携帯し、捕獲者の証票と識別できるものとする。
緊急銃猟対応マニュアル	現場班及び役場班で共有する。
緊急銃猟ガイドライン	判断及び安全確保の参考とする。
広報車・公用車	住民周知、避難誘導、現地移動及び通行禁止・制限の開始地点の明示に使用する。
トラック等	必要に応じて停車したトラックの荷台から撃ち下ろす場合又は捕獲個体を搬出する場合に使用する。
土のう	バックストップの補強等に使用する。
照明器具	夜間対応時に使用する。
ブルーシート・清掃用具	捕獲後の原状回復に使用する。
ビデオカメラ等	緊急銃猟の実施状況を撮影し、記録する。【現場班（現場記録）】
巻尺・距離計	射線、距離及び損傷箇所の確認に使用する。
立入禁止表示・カラーコーン	通行禁止・制限及び立入り防止に使用する。

(3) 保険

緊急銃猟により物損や万一の人身事故が生じた場合に備え、次の保険に加入している。事故等が発生した場合は、必要に応じて保険会社等へ連絡し、所要の手続を行う。また、補償内容及び加入状況を定期的に確認し、適宜、更新手続を行うものとする。

【保険加入状況】

項 目	内 容
保 險 名	全国町村会総合賠償補償保険
補 償 内 容	緊急銃猟に伴い「通常生じうる損失費用」の補償
保 険 会 社	■ 損害保険ジャパン株式会社 北海道保険金サービス部北海道火災新種保険金サービス第一課 TEL：011-222-4011 ■ 全国町村会保険部 TEL：03-3581-0476

第3章 ヒグマ出没時の初期対応

1 通報時の対応

ヒグマの出没に関する一報が寄せられた際は、住民課において、通報者から必要事項を聞き取るものとする。

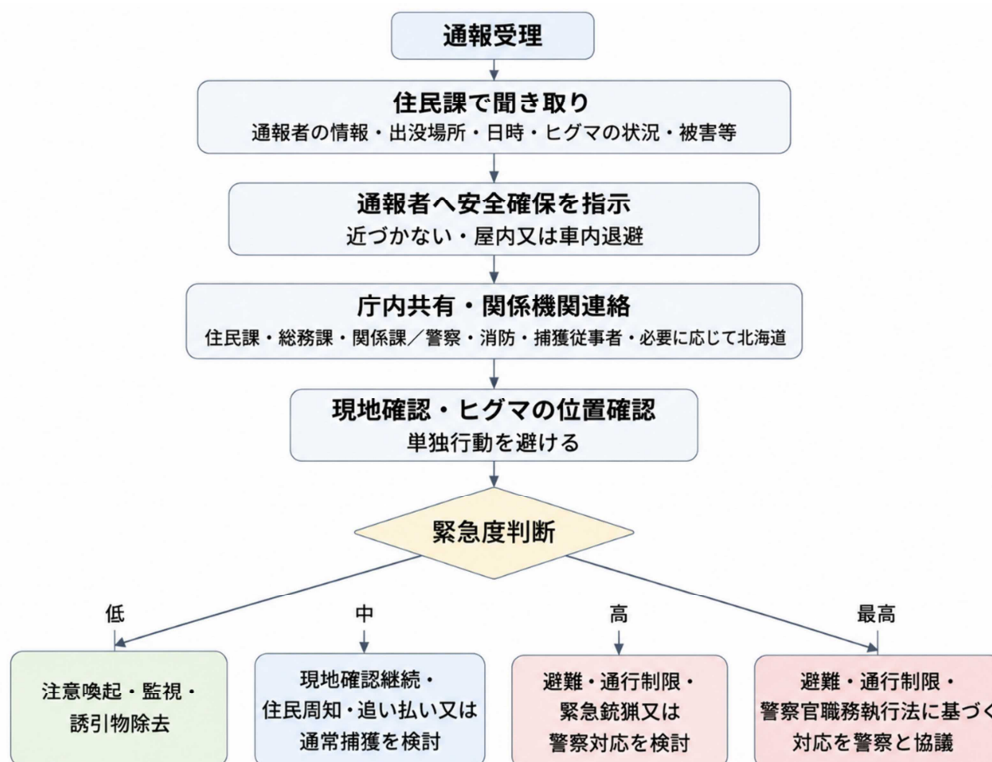
聞き取りに当たっては、通報者の安全を最優先とし、ヒグマに近づかないこと、屋内又は車内等の安全な場所に退避することを伝える。

【聞き取り項目】

項 目	詳 細
通報者の情報	氏名、住所、連絡先
人身被害の有無	怪我の有無、怪我の程度、救急要請の有無
出 没 の 種 類	目撃、足跡、ふん、食害、農作物被害、家畜被害、その他
出 没 日 時	ヒグマを目撃した日時、痕跡を確認した日時
出 没 場 所	地番、目標物、道路名、位置情報、周辺環境
ヒグマの情報	頭数、親子の別、大きさ、行動、人への反応
進 行 方 向	山林方向か、人家・市街地方向か、農地方向か
誘 引 物	ごみ、農作物、家畜飼料、果樹、堆肥、死亡獣等
目撃者の状況	徒歩、車両、農作業中、通学中等
現場の危険性	住宅、学校、保育所、福祉施設、道路、河川、農地等の有無
実施済み対応	注意喚起、追い払い、通報、避難、現地確認等

聞き取った内容は、別紙2「ヒグマ出没通報聞き取り票」に記録する。

【図5 ヒグマ出没時の初期対応フロー】



2 現地確認及び緊急度の判断

住民課は、通報内容を踏まえ、必要に応じて現地確認を行う。

現地確認に当たっては、単独行動を避け、警察、捕獲従事者、関係課と連携し、ヒグマの位置、進行方向、周辺住民の状況、通学路、道路、農地、公共施設等の状況を確認する。

【緊急度の判断】

緊急度	状況	主な対応
低	痕跡のみ確認された場合、又はヒグマが山林方向へ移動したと見込まれる場合	注意喚起、監視、誘引物除去を行う。
中	住宅、農地、道路等の近くで目撃され、再出沒のおそれがある場合	現地確認を継続し、住民周知を行う。必要に応じて追い払い又は通常捕獲を検討する。
高	人の日常生活圏に侵入し、又は侵入するおそれが大きく、人身被害のおそれがある場合	避難又は屋内退避、通行制限等の安全確保措置を行い、緊急銃猟又は警察対応を検討する。
最高	人の生命又は身体への危険が現実・具体的に差し迫っている場合	避難又は屋内退避、通行制限等の安全確保措置を直ちに行い、警察官職務執行法に基づく対応を警察と協議する。必要に応じて緊急銃猟も並行して検討する。

3 関係機関への連絡及び住民への注意喚起

町は、現地確認の結果又は通報内容により必要があると判断した場合は、速やかに次の関係機関へ連絡する。

【関係機関への連絡先】

連絡先	主な内容
岩見沢警察署、月形駐在所、札比内駐在所	現場安全、交通整理、警察官職務執行法に基づく対応の協議
捕獲従事者	ヒグマの動向確認、捕獲又は追い払いの助言
消防機関	負傷者対応、救急搬送、現場安全確保への協力
北海道空知総合振興局	技術的助言、応援要請の検討
庁内関係課	広報、避難誘導、交通制限、施設への周知

【住民周知文例】

(ヒグマ出沒情報)

本日、○月○日(○)○時○分頃、月形町○○付近でヒグマ○頭が目撃されました。付近にお住まいの方や通行される方は、十分注意してください。ヒグマを目撃した場合は、近づかず、安全な場所へ避難し、月形町役場又は警察へ連絡してください。

【緊急時の住民周知文例】

(緊急 ヒグマ出没情報)

本日、○月○日(○)○時○分頃、月形町○○付近でヒグマ○頭が目撃されました。

現在、現場周辺では安全確保のため、通行制限を行っています。付近の方は、建物の外に出ず、窓から離れて安全を確保してください。安全が確認され次第、改めてお知らせします。

4 緊急銃猟を検討するかの判断

現地確認及び関係機関との協議の結果、緊急銃猟の4条件に該当する可能性がある場合は、緊急銃猟の検討に移行する。

なお、緊急銃猟を実施するためには、4条件を満たすことに加え、交通制限、避難誘導、広報、記録等に必要な職員配置を確保できることを確認する。

【緊急銃猟の4条件及び実施体制の確認事項】

区 分	確認事項	内 容
4条件	場 所	ヒグマが人の日常生活圏に侵入している、又は侵入するおそれ大きい。
	緊 急 性	人の生命又は身体に対する危害を防止するため、緊急に措置を講ずる必要がある。
	方 法	追い払い、わな、その他の方法では的確かつ迅速な捕獲が困難である。
	安 全 性	避難、通行制限、バックストップ確認等により、安全確保が可能である。
実施体制	職員配置	交通制限、避難誘導、広報、記録等に必要な職員を配置できる。

ただし、人の生命又は身体への危険が現実・具体的に差し迫り、特に急を要する場合は、緊急銃猟の検討と並行して、警察官職務執行法に基づく対応について警察と協議するものとする。

第4章 緊急銃猟の実施

緊急銃猟の実施に当たっては、全体の手順を確認するため、別紙3「緊急銃猟の流れ図」を活用し、各項目の実施状況は別紙4「緊急銃猟実施確認チェックリスト」により確認するものとする。

また、緊急銃猟の4条件の確認は別紙5「緊急銃猟の条件等確認表」により行い、実施者の要件確認は別紙6「緊急銃猟を実施する者の要件確認表」により行うものとする。

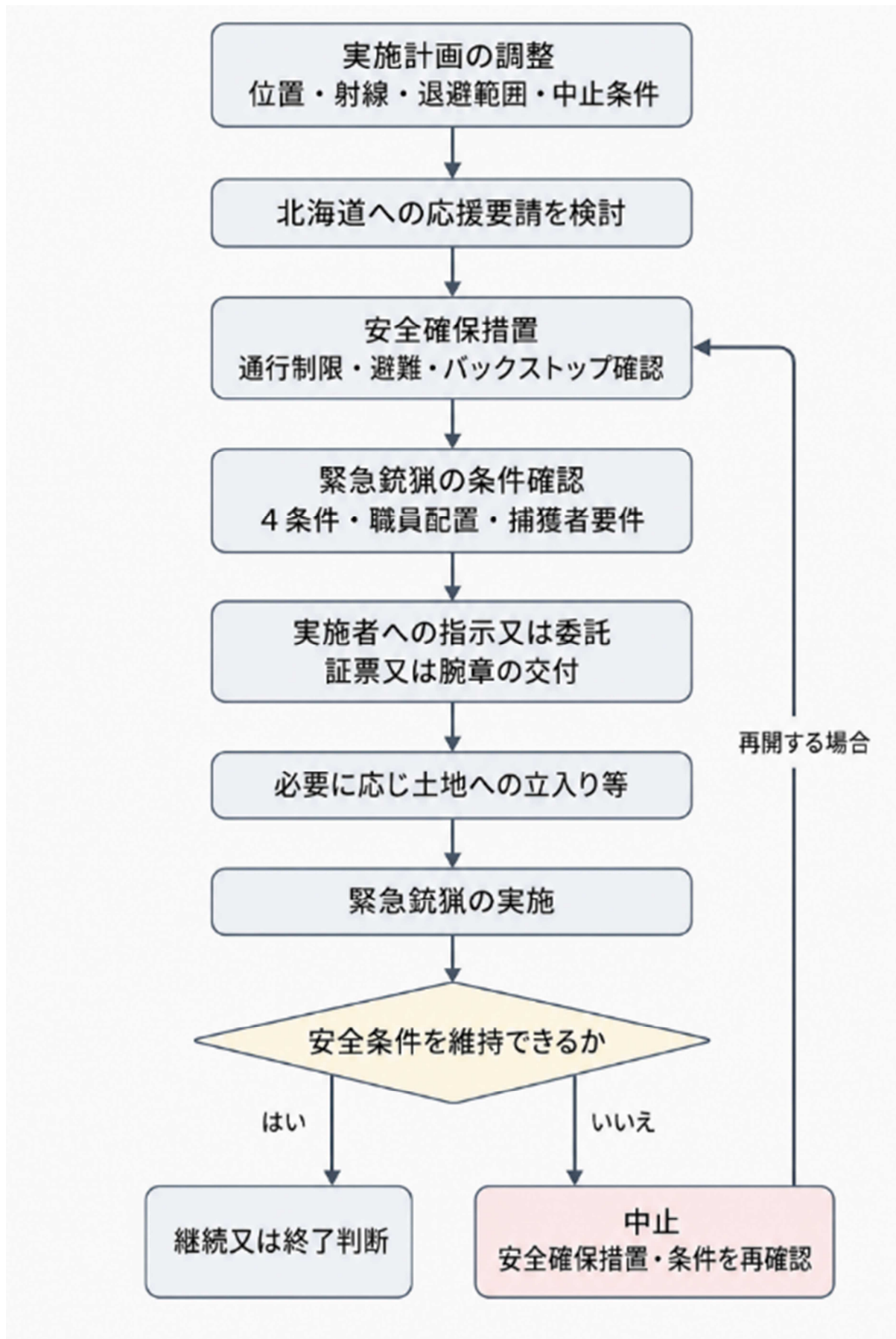
1 実施計画の調整

緊急銃猟の実施を検討する場合は、現場又は現場付近において、町、捕獲従事者、警察、消防等が地図等を用いて、緊急銃猟の実施計画を調整する。

【緊急銃猟の実施計画の調整】

確認事項	内 容
ヒグマの位置	現在位置、移動方向、逃走経路
実施場所	人の日常生活圏に該当するか
周辺状況	住宅、道路、学校、福祉施設、農地、畜舎、車両等
射線	発砲方向、着弾想定箇所、危険物の有無
バックストップ	弾丸を確実に止める地形又は構造物の有無
住民避難	避難又は屋内退避が必要な範囲
通行制限	道路、農道、通学路、施設出入口等の制限範囲
捕獲者	要件を満たす者であるか
職員配置	現場班、役場班、交通制限、避難誘導、広報、記録等の配置
中止条件	ヒグマの移動、住民の侵入、射線不良等

【図6 緊急銃猟の実施フロー】



2 北海道への応援要請

月形町職員のみでは十分な対応が困難である場合は、北海道空知総合振興局に対し、緊急銃猟に係る応援要請を検討する。

【緊急銃猟に係る応援要請の検討】

項 目	内 容
要 請 期 間	応援を必要とする日時、期間
要 請 人 数	必要な人数
業 務 内 容	避難誘導、安全確保、技術的助言、照明、記録等
業務実施場所	ヒグマ出没場所、集合場所
町の連絡先	住民課、現場班責任者、役場班責任者
そ の 他	ヒグマの位置、周辺状況、危険箇所、交通規制範囲等

なお、町職員のみでは通行制限、避難誘導、現場監視、夜間対応、長時間対応等が困難な場合又は技術的助言が必要な場合は、北海道への応援要請を積極的に検討する。応援要請を行う場合の手続、要請事項、費用の取扱い等については、別紙9「北海道への応援要請手続」によるものとする。

3 安全確保措置

緊急銃猟を実施する場合は、人の生命又は身体に対する危害を防止するため、通行禁止・制限、住民避難、屋内退避、射線方向の確認、バックストップの確保等を行う。

【通行禁止・制限範囲】

通行禁止・制限範囲は、ヒグマの位置、移動方向、使用銃器、射線、バックストップ、住宅・道路・施設の状況を踏まえ、町が警察、捕獲従事者等の助言を受けて決定する。通行禁止・制限を行う場合は、必要に応じて農林建設課、総務課及び応援職員を配置し、警察と連携して現場の安全を確保する。

【管理者等との調整及び住民周知】

通行禁止・制限を行う場合は、その実施前に、当該道路、施設等の管理者と必要な調整を行うとともに、住民への周知を行う。

また、管轄警察署へ通報するとともに、通行禁止・制限を行う場所、期間及び内容等を現場に掲示し、町ホームページ又は一般に公開されている SNS 等、公衆が自ら閲覧できる媒体に掲載する。

なお、必要に応じて、LINE 告知、防災行政無線、広報車等による周知も併せて行う。

【通行禁止・制限の周知文例】

(ヒグマ対応に伴う通行禁止・制限のお知らせ)

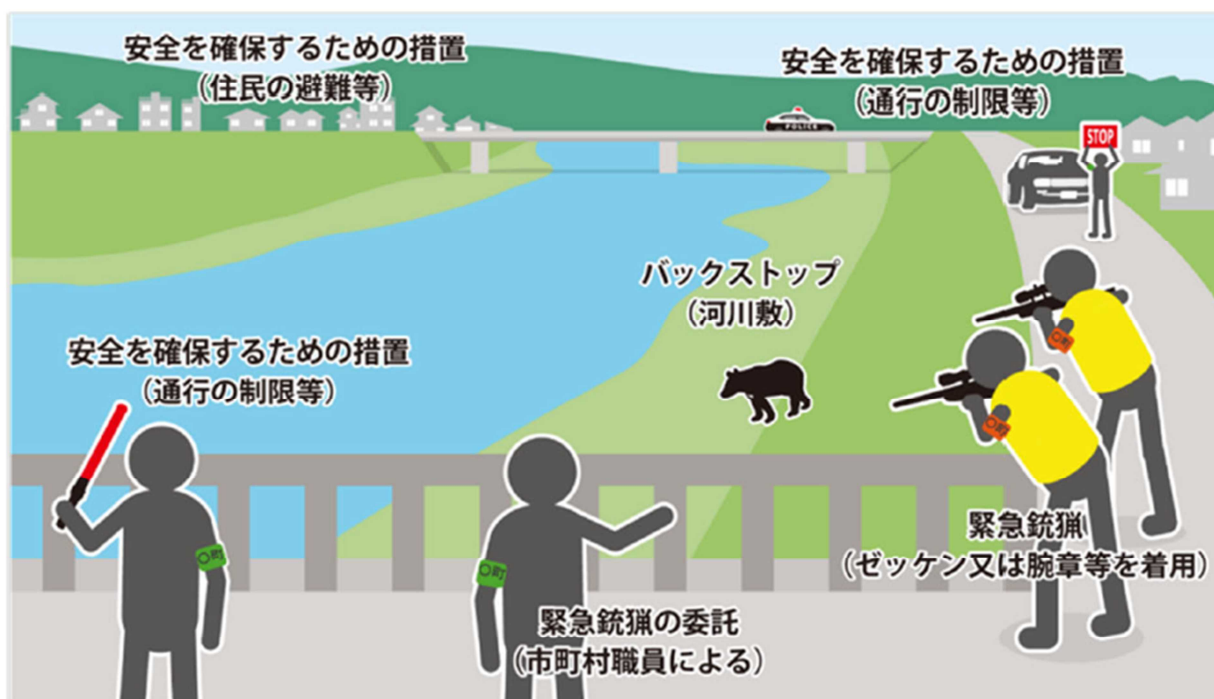
令和〇年〇月〇日(〇)〇時〇分から、月形町〇〇付近(〇〇から〇〇まで)において、出没したヒグマへの対応のため、車両及び歩行者の通行を禁止(制限)しています。

通行禁止・制限は、安全が確認されるまで継続する予定です。ヒグマ及び銃猟による危険があるため、現場周辺には近づかないでください。

【通行禁止・制限、住民避難等】

通行禁止・制限の実施、住民の避難、捕獲関係者の配置・安全確保を行う。

【図7 安全確保措置のイメージ】

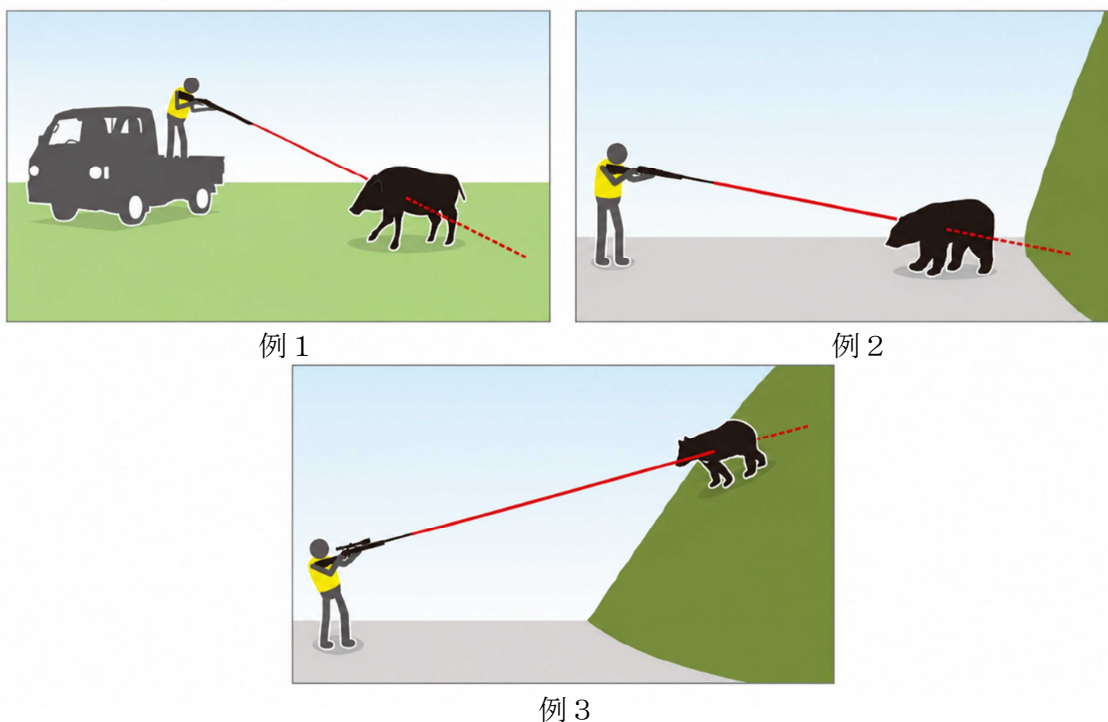


※出典：緊急銃猟ガイドライン(環境省)

【屋外での留意点】

項 目	留意点
バックストップ	土手、斜面、堅牢な地形等、弾丸を確実に止められる場所を確認する。
通行禁止・制限	跳弾の到達やヒグマの移動の可能性を考慮し、通行禁止・制限範囲を設定する。
住 民 避 難	住宅が近い場合は、屋内退避し、窓から離れるよう呼びかける。射線方向にやむを得ず家屋がある場合は、弾丸の到達可能性を考慮し、安全な場所への避難を検討する。
屋 外 避 難	屋外へ避難する場合は、車両等を利用して安全を確保し、ヒグマの動向に注意する。
夜 間 対 応	ヒグマの逸走、誤認、視界不良を考慮し、住民への退避措置や注意喚起を徹底するとともに、照明器具により捕獲者の視界を確保する。
火 気 ・ 危 険 物	射線上から引火物や爆発物を除去し、万一の引火を想定した安全確保を行う。
ヒグマへの刺激	可能な限りヒグマに刺激を与えないよう行動し、移動範囲が不必要に拡大することを防止する。

【図8 屋外におけるバックストップの例】



※出典：緊急銃猟ガイドライン(環境省)

【屋内での留意点】

項 目	留意点
壁 の 材 質	バックストップとなる壁が、弾丸を確実に止められる十分に堅牢な材質であるか確認する。
建 物 背 後	弾丸がヒグマを貫通する可能性と使用銃器の貫通力を考慮し、建物の背後の状況を確認する。
跳 弾	屋内は跳弾のリスクが高いため、特に慎重に判断し、必要に応じて盾等を装備する。
住民避難・通行制限	建物内外の住民等を安全な場所へ退避させるとともに、周辺の通行を制限する。
照 明	暗い室内では照明器具を携帯し、捕獲者の視界を確保する。
火 気 ・ 危 険 物	射線上の引火物、爆発物、燃料等を可能な限り除去し、万一の引火を想定した安全確保を行う。

【図9 屋内におけるバックストップの例】



※出典：緊急銃猟ガイドライン(環境省)

4 緊急銃猟の条件確認

緊急銃猟を実施する場合は、実施前に別紙5「緊急銃猟の条件等確認表」を用いて、4条件を確認する。

4 条件【実施直前の最終確認（概要）】

条 件	確認事項	内 容
条件 1（場所）	人の日常生活圏	銃猟を実施する場所が人の日常生活圏に該当するか。
条件 2（緊急性）	緊 急 性	人の生命又は身体への危害を防止するため緊急性があるか。
条件 3（方法）	銃 猟 の 必 要 性	銃猟以外の方法では的確かつ迅速な捕獲が困難か。
条件 4（安全性）	住 民 避 難	射線方向及び危険範囲内の住民等が退避しているか。
	通 行 制 限	道路、農道、通学路、施設出入口等の通行制限が実施されているか。
	バックストップ	弾丸を確実に止める地形又は構造物があるか。
	射 線 方 向	住宅、車両、人、家畜、危険物等がないか。
	警 察 連 絡	通行制限、住民避難、現場安全について警察と共有しているか。
実 施 体 制	捕 獲 者 確 認	捕獲者が要件を満たし、留意点を理解しているか。
	職 員 配 置	通行制限、避難誘導、広報、記録等に必要な配置ができているか。

5 実施者への指示又は委託及び証票の交付

町長又は町長から権限の委任を受けた職員は、別紙 6「緊急銃猟を実施する者の要件確認表」により、緊急銃猟を実施する者の要件を確認した上で、捕獲者に対し、次の事項を明示し、指示又は委託を行う。

また、指示又は委託を行う際は、捕獲者に捕獲者証票又は腕章を交付し、緊急銃猟の実施中、これを着用させるものとする。

【捕獲者への明示事項及び証票の交付】

明示事項	内 容
実 施 場 所	緊急銃猟を実施する区域
対 象 鳥 獣	捕獲対象となるヒグマ
安 全 措 置	通行制限、住民避難、射線、バックストップ
留意すべき物件	住宅、車両、畜舎、農業施設、文化財、危険物等
中 止 基 準	住民侵入、ヒグマの移動、バックストップ喪失、捕獲者判断等
連 絡 方 法	無線、電話、合図、ジェスチャー等
証 票	捕獲者証票又は腕章を交付し、着用させる。

6 土地への立入り等

緊急銃猟又は捕獲個体の処理のため必要がある場合は、法令に基づき、必要な限度で土地への立入り又は障害物の除去等を行うことができる。

土地への立入り等を行う者は、証票又は腕章を携帯し、関係者から求められた場合は提示する。

なお、土地所有者、施設管理者、道路管理者等と連絡が可能な場合は、可能な範囲で事前に連絡し、立入り等について調整するものとする。

7 緊急銃猟の実施

安全確保措置、条件確認、捕獲者への指示又は委託が完了した後、捕獲者が緊急銃猟を実施する。

捕獲者は、指示又は委託の範囲内で、使用する銃種、射撃する角度、射撃の時機等について専門的判断を行う。

町は、緊急銃猟の実施中も、常に次の事項を確認する。

【緊急銃猟の実施中の確認事項】

確認事項	内 容
住 民 安 全	危険範囲に人が入っていないか。
通 行 制 限	制限箇所が維持されているか。
ヒ グ マ の 位 置	当初の想定範囲から移動していないか。
射線・バックストップ	射線方向及びバックストップの安全が維持されているか。
職 員 配 置	交通制限、避難誘導、広報、記録等の配置が維持されているか。
中 止 判 断	条件を満たさなくなった場合、速やかに中止する。
記 録	実施経過、時刻、関係者、判断内容を記録する。

8 緊急銃猟の中止及び再開

次のいずれかに該当する場合は、緊急銃猟を中止する。

【緊急銃猟の中止事由】

中止事由	内 容
ヒグマの移動	ヒグマが当初の実施区域外へ移動した場合
安全確保不能	バックストップが確保できなくなった場合
住民等の侵入	通行制限区域内に住民、車両等が侵入した場合
射 線 不 良	射線方向に人、住宅、車両、家畜、危険物等が入った場合
職員配置不足	交通制限、避難誘導等を維持できない場合
捕獲者判断	捕獲者が安全に射撃できないと判断した場合
町 の 判 断	町が緊急銃猟の条件を満たさないと判断した場合

緊急銃猟を中止した場合は、捕獲者に交付した証票又は腕章をいったん回収する。

中止後、緊急銃猟を再開する場合は、改めて安全確保措置を講じ、緊急銃猟の4条件及び捕獲者の要件を確認した上で、捕獲者に対し、改めて指示又は委託を行い、証票又は腕章を再交付するものとする。

第5章 実施後の対応

1 捕獲個体及び周辺の安全確認

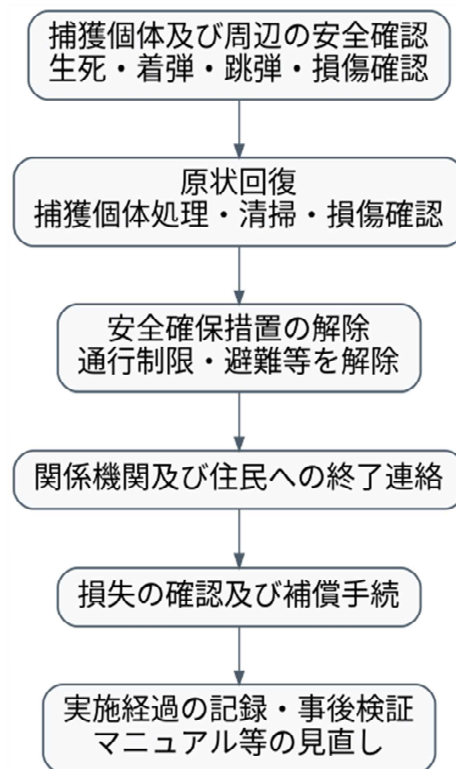
緊急銃猟の実施後は、捕獲個体の生死、周辺の安全、弾丸の着弾状況、跳弾の有無、損傷の有無を確認する。

捕獲個体の確認は、捕獲者の助言を受け、安全が確認された後に行うものとする。

【捕獲個体の確認】

確認事項	内 容
捕獲個体	生死、位置、状態、周辺の危険性
弾 丸	着弾箇所、貫通、跳弾、残弾の確認
周 辺	住宅、車両、農業施設、道路、家畜等の損傷有無
人身被害	住民、職員、捕獲者、関係者の負傷有無
記 録	写真、位置情報、時刻、確認者を記録

【図 10 実施後の対応フロー】



2 原状回復及び安全確保措置の解除

安全確認後、通行禁止・制限、住民避難、屋内退避等の措置を解除する。

捕獲個体については、関係法令に基づき適切に処理する。必要に応じて、写真撮影、位置情報の記録、処理方法の記録を行う。

原状回復が必要な場合は、現場の清掃、損傷箇所の確認、関係者への説明等を行う。

3 関係機関及び住民への終了連絡

安全確保措置を解除した場合は、関係機関及び住民に対し、対応が終了した旨を連絡する。

【終了連絡文例】

(ヒグマ対応終了のお知らせ)

本日、月形町〇〇付近で実施していたヒグマ出没に伴う安全確保措置は、安全が確認されたため終了しました。

現場周辺の通行制限は解除しています。町民の皆様にはご協力いただきありがとうございました。

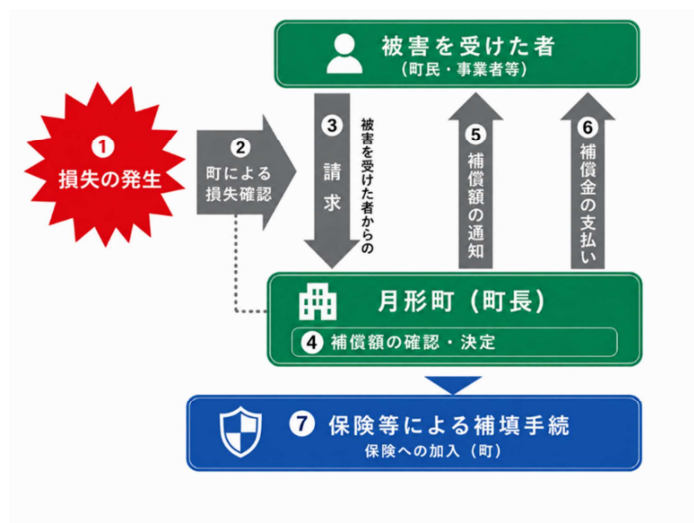
なお、引き続きヒグマを目撃した場合は、近づくず、月形町役場又は警察へ連絡してください。

4 損失の確認及び補償手続

緊急銃猟の実施により、弾丸の逸脱、跳弾、貫通等によって家畜、建物、車両、農業施設、器物等の財産に損失が生じた場合は、損失補償手続を行う。

損失補償手続の基本的な流れは、次のとおりとする。損失の確認及び補償手続の記録は、別紙8「損失確認・補償手続記録票」により行うものとする。

【図 11 補償手続の流れ】



※本図は手続きの概要を示したものです。詳細は関係規程をご確認ください。

5 実施経過の記録及び事後検証

町は、緊急銃猟を実施した場合は、実施経過を記録し、関係機関とともに事後検証を行うものとする。

実施経過の記録は、別紙7「緊急銃猟実施記録票」により行うものとする。

【緊急銃猟の実施における記録事項】

記録事項	内 容
通 報 内 容	通報日時、通報者、出沒場所、ヒグマの状況
初 期 対 応	現地確認、関係機関連絡、住民周知
判 断 経 過	緊急銃猟を検討した理由、4条件の確認内容
安全確保措置	通行制限、避難、バックストップ、射線確認
職 員 配 置	現場班、役場班、交通制限、避難誘導、広報、記録等の配置
実 施 内 容	実施日時、捕獲者、使用銃器、射撃状況
結 果	捕獲の有無、捕獲個体の状況、損失の有無
課 題	連絡体制、資機材、役割分担、職員配置、住民周知等の改善点

事後検証の結果、必要がある場合は、本マニュアル、連絡体制、職員配置、備品、訓練内容等を見直すものとする。

別紙 1 緊急銃猟に係る関係者・連絡先一覧

区 分	役職・機関	連 絡 先
月 形 町	代表	0 1 2 6 - 5 3 - 2 3 2 1
	住民課	0 1 2 6 - 5 3 - 2 3 2 3
	総務課	0 1 2 6 - 5 3 - 2 3 2 1
	企画振興課	0 1 2 6 - 5 3 - 2 3 2 5
	農林建設課	0 1 2 6 - 5 3 - 2 3 2 2
	保健福祉課	0 1 2 6 - 5 3 - 3 1 5 5
	教育委員会	0 1 2 6 - 5 3 - 3 4 4 3
警 察	岩見沢警察署	0 1 2 6 - 2 2 - 0 1 1 0
	月形駐在所	0 1 2 6 - 5 3 - 2 4 3 3
	札比内駐在所	0 1 2 6 - 5 4 - 3 0 5 5
消 防	岩見沢地区消防事務組合月形支署	0 1 2 6 - 5 3 - 2 1 5 4
北 海 道	空知総合振興局保健環境部環境生活課	0 1 2 6 - 2 0 - 0 0 4 3 (平日) 0 1 2 6 - 2 0 - 0 2 0 0 (休日)
	北海道環境生活部ヒグマ対策室	0 1 1 - 2 0 4 - 5 9 8 8
捕獲関係	月形町鳥獣被害対策実施隊員	町職員経由で連絡
	猟友会関係者	町職員経由で連絡

別紙2 ヒグマ出没通報聞き取り票

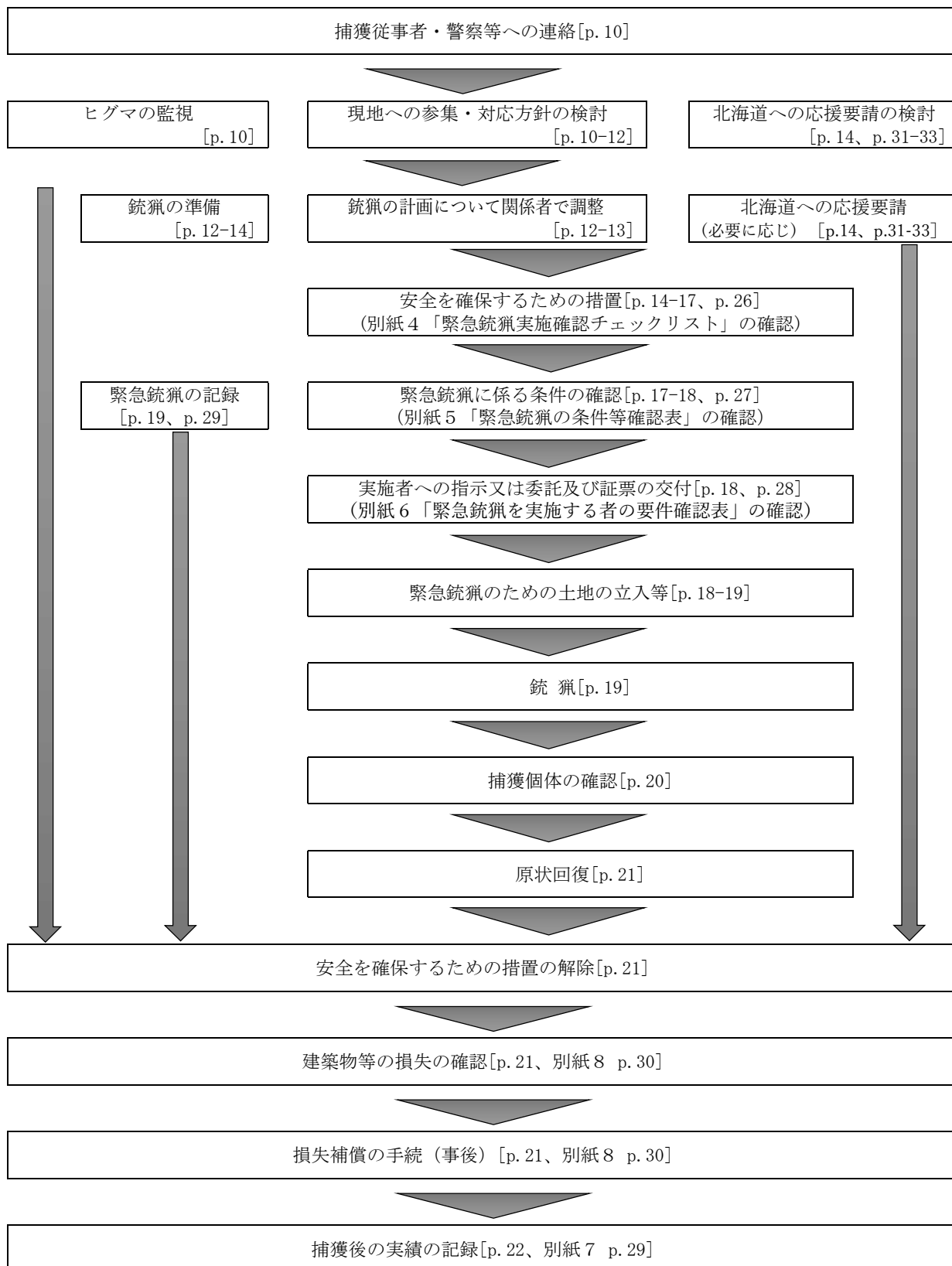
受付日時：令和 年 月 日 時 分 受付者：

区 分	項 目	記入欄
通報者の情報	*通 報 者 氏 名	
	*連 絡 先	
	住 所	
	目撃者との関係	本人・家族・近隣者・施設管理者・通行者・その他（ ）
	目撃者の状況	徒歩・車両・農作業中・通学中・その他（ ）
	*情 報 の 公 開	(警察)氏名：可否、連絡先：可否 (マスデ・イ)氏名：可否、連絡先：可否
出 没 状 況	*出 没 日 時	令和 年 月 日 時 分頃
	*出 没 場 所	
	*位置情報・目標物	
	*周 辺 環 境	住宅地・道路・農地・山林付近・河川付近・学校付近・福祉施設付近
	*目撃・痕跡の別	目撃・足跡・ふん・食害・農作物被害・家畜被害・その他（ ）
	*進 行 方 向	
	*誘 引 物	ごみ・農作物・飼料・果樹・堆肥・死亡獣・その他（ ）
ヒグマの状況	*頭 数	
	*大 き さ	大 ・ 中 ・ 小 ・ 不 明
	*親 子 の 別	親 ・ 子 ・ 親 子 ・ 不 明
	*行 動	逃げた・留まっている・向かってきた・移動中・食べている・不明
	*人 へ の 反 応	逃げた・威嚇した・近づいてきた・人に気付いていない・不明
	*現 在 の 状 況	見えている・見失った・山林方向へ移動・人家方向へ移動・不明
被害・危険性	*人 身 被 害	あ り ・ な し ・ 不 明
	人身被害の状況	怪我の有無、怪我の程度、救急要請の有無等
	農作物・家畜被害	あ り ・ な し ・ 不 明
	被 害 の 内 容	
	周 辺 施 設	住宅・学校・保育所・福祉施設・道路・河川・農地・その他（ ）
	現場の危険性	通学路、交通量、住民の往来、施設利用状況等
対 応 状 況	*実施済み対応	注意喚起・追い払い・通報・避難・現地確認・その他（ ）
	*通報者への指示	屋内退避・近づかない・再通報依頼・その他（ ）
	*関係機関への連絡	警 察 ・ 消 防 ・ 捕 獲 従 事 者 ・ 北 海 道 ・ 庁 内
今後の対応	今後必要な対応	現地確認・住民周知・警察連絡・捕獲従事者連絡・通行制限・避難誘導
備 考		

* 必須事項

別紙3 緊急銃猟の流れ図

緊急銃猟の検討又は実施に当たっては、次の流れ図により全体の手順を確認した上で、別紙4「緊急銃猟実施確認チェックリスト」により各項目の実施状況を確認する。



別紙4 緊急銃猟実施確認チェックリスト

緊急銃猟の検討又は実施に当たっては、次の事項を確認する。

区分	確認事項	参照頁	✓
1 通報・初動対応	通報内容を聞き取った。	9	☐
	通報者に安全確保を指示した。	9	☐
	住民課、総務課、関係課へ情報共有した。	10	☐
	警察、消防、捕獲従事者へ連絡した。	10	☐
	北海道空知総合振興局への連絡又は応援要請の要否を確認した。	10、14、31-33	☐
2 現地確認・対応方針の検討	現地確認を行った。	10	☐
	ヒグマの位置、進行方向、周辺環境を確認した。	10	☐
	人身被害又はそのおそれを確認した。	10	☐
	通常捕獲、追い払い、警察官職務執行法に基づく対応の要否を検討した。	10-11	☐
	緊急銃猟を検討する必要があるか判断した。	11	☐
3 安全確保措置	通行禁止・制限、住民避難又は屋内退避等の安全確保措置を実施した。	14-17	☐
	道路、施設等の管理者との調整を行い、管轄警察署へ通報した。	14	☐
	通行禁止・制限の場所、期間及び内容等を現場に掲示し、町ホームページ等に掲載した。	14-15	☐
	必要に応じ、LINE 告知、防災行政無線、広報車等により周知した。	14	☐
	射線方向及びバックストップの安全を確認した。	14-17	☐
4 緊急銃猟の条件確認	別紙5「緊急銃猟の条件等確認表」により、緊急銃猟の4条件を確認した。	17-18、27	☐
	町長又は権限の委任を受けた職員が、緊急銃猟の実施の可否を判断した。	17-18	☐
5 実施者確認・指示又は委託	別紙6「緊急銃猟を実施する者の要件確認表」により、捕獲者が実施者の要件を満たすことを確認した。	18、28	☐
	捕獲者に実施場所、対象鳥獣、安全措置、中止基準等を明示した。	18	☐
	捕獲者に指示又は委託を行った。	18	☐
	捕獲者に証票又は腕章を交付した。	18	☐
6 緊急銃猟の実施	必要に応じ、土地への立入り等を行う者に、捕獲者用と区別できる証票又は腕章を携帯させた。	18-19、27	☐
	記録担当者及び記録方法を確認し、写真又は動画撮影を行う場合は、捕獲者の了承を得た。	4、19、27	☐
	安全確保措置、4条件の確認並びに捕獲者への指示又は委託が完了していることを確認した。	19	☐
	捕獲者が指示又は委託の範囲内で緊急銃猟を実施した。	19	☐
	実施中、住民の安全、通行制限、ヒグマの位置、射線、バックストップ及び職員配置を継続して確認した。	19	☐
	中止事由に該当した場合は、速やかに緊急銃猟を中止した。	19	☐
	緊急銃猟を中止した場合は、捕獲者に交付した証票又は腕章をいったん回収した。	19	☐
	中止後に再開した場合は、条件等を再確認し、証票又は腕章を再交付した。	19	☐
7 実施後の対応	捕獲個体の状態を確認した。	20	☐
	周辺の安全を確認した。	20	☐
	弾丸、跳弾、貫通、損傷の有無を確認した。	20	☐
	原状回復を行った。	21	☐
	通行制限、避難等の安全確保措置を解除した。	21	☐
	関係機関及び住民へ終了連絡を行った。	21	☐
8 損失確認・記録・検証	損失の有無を確認した。	20-21、30	☐
	必要に応じて補償手続を行った。	21、30	☐
	別紙7「緊急銃猟実施記録票」により、実施経過を記録した。	22、29	☐
	関係機関と事後検証を行った。	22	☐
	必要に応じてマニュアル、連絡体制、職員配置等を見直した。	22	☐

別紙5 緊急銃猟の条件等確認表

緊急銃猟を実施する前に、次の事項を確認する。

区分	確認事項	確認内容	✓
条件1	人の日常生活圏への侵入	ヒグマが住宅、道路、学校、保育所、福祉施設、農地、事業所、倉庫、畜舎、ビニールハウス等、人の日常生活圏に侵入している、又は侵入するおそれがあるか。	☐
		出没場所、移動方向、周辺施設、住民の行動範囲等を確認したか。	☐
条件2	緊 急 性	ヒグマによる人の生命又は身体への危害を防止するため、緊急に措置を講ずる必要があるか。	☐
		ヒグマが住宅、道路、学校、福祉施設、農作業場所等に接近している、又は人身被害のおそれがあるか。	☐
条件3	銃 猟 の 必 要 性	追い払い、わな、誘導、監視その他の銃猟以外の方法では、的確かつ迅速な捕獲が困難であるか。	☐
		捕獲従事者、警察、北海道等から、銃猟以外の方法の可否について助言を受けたか。	☐
条件4	安 全 性 確 保	住民避難又は屋内退避を実施したか。	☐
		通行禁止又は通行制限を実施したか。	☐
		射線方向に人、住宅、車両、家畜、危険物等がないことを確認したか。	☐
		弾丸を確実に止めるバックストップを確認したか。	☐
		通行禁止・制限を行う道路、施設等の管理者と必要な調整を行ったか。	☐
		通行禁止・制限の場所、期間及び内容等を現場に掲示したか。	☐
		掲示事項を町ホームページ等、公衆が自ら閲覧できる媒体に掲載したか。	☐
		必要に応じ、LINE 告知、防災行政無線、広報車等による周知を行ったか。	☐
		管轄警察署へ通報し、現場安全、交通整理、立入制限等について情報共有したか。	☐
		捕獲者から射撃方向、射撃時機等について助言を受け、安全に実施できることを確認したか。	☐
		捕獲者に、実施場所、対象鳥獣、留意すべき物件、中止基準、連絡方法等の留意事項を明示したか。	☐
その他	土地立入り等の証票	(土地への立入り等を行う場合) 立入り等を行う者は、捕獲者用と区別できる証票又は腕章を携帯しているか。	☐
	捕 獲 者 の 証 票	捕獲者は要件を満たし、町名を表示した証票又は腕章を着用しているか。	☐
	記 録 体 制	緊急銃猟の実施経過を記録する用意があるか。写真又は動画撮影を行う場合は、捕獲者の了承を得ているか。	☐

【確認結果】

- ☐ 緊急銃猟の4条件を満たす。
- ☐ 緊急銃猟の4条件を満たさない。

確認日時：令和 年 月 日 時 分

確認者：

実施判断者：

別紙6 緊急銃猟を実施する者の要件確認表

緊急銃猟実施時は、実施前に要件を確認し、記録しておくこと。

実施予定者氏名：

使用予定銃器： ☐装薬銃 ☐空気銃

銃器の種類： ☐ライフル銃 ☐特定ライフル銃 ☐散弾銃 ☐空気銃
☐その他（ ）

銃器備考：

区 分	確認事項	確認内容	✓
法令で定める事項	使用予定銃器	緊急銃猟に使用する銃器の種類を確認したか。	☐
	銃 猟 免 許	装薬銃を使用する場合、第一種銃猟免許を所持しているか。	☐
		空気銃を使用する場合、第一種銃猟免許又は第二種銃猟免許を所持しているか。	☐
	射 撃 実 績	過去1年以内に、銃猟又は射撃練習を2回以上実施しているか。	☐
	捕 獲 経 験	過去3年以内に、使用予定銃器と同種の銃器でヒグマ又はエゾシカの捕獲経験があるか。	☐
夜間に緊急銃猟を実施する場合 (日出前及び日没後に屋外で実施する場合に限る。)	射 撃 技 能	夜間銃猟を実施する場合、法令で定める射撃技能を有しているか。 (射撃場における5回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有すること。なお、射撃線から標的までの距離は50メートルとし、射撃姿勢は問わない。 ・ライフル銃 標的の中心から2.5センチメートル ・特定ライフル銃 標的の中心から5.0センチメートル	☐
	講 習 修 了	夜間銃猟安全管理講習(5時間以上)を修了しているか。	☐
町として確認する事項	捕 獲 経 験 等	ヒグマ又は大型獣の捕獲に関する知識・経験を有しているか。	☐
	安全確保措置の理解	緊急銃猟時の安全確保措置、町の指示、連絡方法を理解しているか。	☐
	訓練・打合せ参加	町が実施する訓練又は打合せに参加しているか。	☐
そ の 他	特 記 事 項	その他、実施に当たり注意すべき事項があるか。	☐

特記事項：

私は、上記の要件確認事項を確認した上で、緊急時に町から緊急銃猟の指示又は委託を受け、これを実施することが可能であることを確認します。

確認日：令和 年 月 日

実施予定者署名：

町 確 認 者 署 名：

別紙 7 緊急銃猟実施記録票

項 目	記録内容
実 施 日 時	令和 年 月 日 時 分
実 施 場 所	
対 象 鳥 獣	ヒグマ 頭数： 頭
実 施 判 断 者	
現 場 班 責 任 者	
役 場 班 責 任 者	
捕 獲 者	
捕 獲 者 サ ポ ー ト	
警 察	
消 防	
北 海 道	
職 員 配 置	現場班 人、役場班 人、応援職員 人
安 全 確 保 措 置	通行制限・住民避難・屋内退避・その他
射線・バックストップ	
使 用 銃 器	銃種、口径、使用弾等
射 撃 状 況	射撃時刻、発射数、射撃方向、着弾状況等
実 施 内 容	
捕 獲 結 果	捕獲・負傷・逸走・中止
中止又は再開の有無	
損 失 の 有 無	あり・なし・確認中
備 考	

別紙 8 損失確認・補償手続記録票

項 目	記録内容
確 認 日 時	令和 年 月 日 時 分
確 認 者	
損 失 発 生 場 所	
被 害 を 受 け た 者	
連 絡 先	
損 失 の 種 類	建物・車両・農業施設・家畜・器物・その他
損 失 の 内 容	
写 真 記 録	あり・なし
請 求 の 有 無	あり・なし・未定
補 償 額	
保 険 対 応	あり・なし・確認中
備 考	

別紙 9 北海道への応援要請手続

【緊急銃猟に係る市町村から北海道への応援要請取扱要領】

第1 趣旨

本要領は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第34条の5の規定に基づく市町村長から北海道知事への応援の要請（以下、要請という。）に関する手続きなどについて必要な事項を定める。

第2 基本的な考え方

要請により応援業務に従事する職員は市町村長の指揮のもとで行動するものとする。

応援業務の内容は、安全確保措置を講ずる際の支援や指揮命令への技術的助言など、緊急銃猟に係る補助的な業務とする。

なお、応援業務の大まかな内容は、各市町村のマニュアル等の作成と合わせて事前に調整を行うよう努めること。

（応援業務の例）

- ・住民避難誘導及びその際の車両の運転
- ・夜間（日出前及び日没後）における危険鳥獣の照明器具による照射
- ・指揮命令を発する際の技術的助言 など

第3 要請等の手続き

- 1 市町村長による要請手続きは、次のとおりとする。

なお、本項の通知、報告等については形式を問わないが、必ず双方に記録が残る 方法とすること。

- (1) 要請を行おうとする市町村長は、（総合）振興局長に対し、緊急銃猟に係る要請であることを明示した上で、次に定める事項を通知するものとする（参考様式第1号）。

ア 要請の期間

イ 要請の人数

ウ 業務内容

エ 業務実施場所

オ 要請に係る連絡先

カ その他、派遣に当たって必要となる情報

- (2) 要請を受けた（総合）振興局長は、速やかに職員の派遣など必要な調整を行い、応援要請の応諾を決定し、その旨を市町村長へ通知する（参考様式第2号）とともに、要請内容を環境生活部長に報告すること（参考様式第3号）。

また、（総合）振興局長は、派遣する職員の名簿 を作成し、管理すること（参考様式第4号）。

- (3) 要請期間の終了後、市町村長は、派遣職員等への損害等の有無を確認し、結果を（総合）振興局長あて報告すること（参考様式第5号）。

(4) (総合) 振興局長は、損害等があったことが確認された場合、環境生活部長と対応を協議すること。

2 北海道知事による費用の請求は次のとおりとする。

要請に係る業務の終了後、要請を受けた(総合)振興局長は、応援業務に要した費用を市町村長へ請求するものとする。

なお、請求に当たっては、費用の内訳・額について、予め環境生活部長と協議すること。

(費用の例)

- ・職員等の応援に要した交通費
- ・食料費
- ・応援のために提供した資機材等物品の費用及びその輸送費 など

第4 留意事項

次の事項に留意すること。

- 1 本取扱要領は、市町村長から北海道知事に対して任意の応援を求めることを妨げるものではない。
- 2 要請により派遣された職員は、責任の所在を明確にするため、派遣期間中は応援業務に専念すること。

附則 この要領は、令和7年(2025年)9月1日から施行する。

(元号) 年 ((西暦) 年) 月 日

北海道〇〇 (総合) 振興局長 様

(市町村長名)

緊急銃猟の実施に係る応援要請書

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 34 条の 5 第 1 項の規定により、緊急銃猟の実施に係る応援を受けたいので、次のとおり要請します。

要 請 の 期 間	
要 請 の 人 数	
業 務 内 容	
業 務 実 施 場 所	
要 請 に 係 る 連 絡 先	
その他、派遣にあたって 必 要 と な る 情 報	
備 考	